

沼田市猫の不妊又は去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、猫の不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）を行う飼い主等に対し、予算の範囲内において、猫の不妊又は去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号。第9条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「猫」とは、市内で飼養管理されている猫（営利を目的として飼養しているものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 猫の飼い主又は所有者の判明しない猫を責任を持って世話している者
- (3) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する獣医師により、前号の猫に手術を受けさせた者
- (4) 世帯全員に市税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、補助対象者とすることができる。

(補助金の交付方法)

第4条 補助金は、沼田市電子地域通貨「tengoo」（以下「tengoo」という。）により行い、1円につき1ポイントに換算したtengooポイント（以下「ポイント」という。）の付与により交付するものとする。

2 前項の規定による付与は、原則としてtengoo専用アプリ又はtengooカードへのチャージにより行うものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、手術に要した費用の一部として次に掲げる額を限度とし、予算の範囲内において、交付する。ただし、手術に要した費用が、次に掲げる限度額に満たない場合は、当該手術に要した費用の額を限度とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき5,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき3,000円

2 前項に規定する補助金の交付は、1年度につき1世帯3匹を超えない範囲で補助するものとする。ただし

し、地域の実情等により特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術の日から3か月以内に、猫の不妊又は去勢手術費補助金交付申請書兼手術実施報告書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該猫の手術に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 申請者本人及び住所が確認できる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (3) tengooの会員コード又はカード番号を確認できる書類又は画面の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定したときは、沼田市猫の不妊又は去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、速やかに申請者に対し、相当するポイントを付与するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は規則の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定による返還は、現金により行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。